

決議案第2号

適正な事務執行を求める決議

令和7年6月定例月議会開会中の6月17日に開催された健康福祉常任委員会において、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の算定誤り」について報告・謝罪された。対象市民の数を過小に申請した事案であり、国からの交付金額に減が生じたことで本市の一般会計から補填する可能性が生じている。また、同18日に開催された予算常任委員会総務教育分科会においては「長浜市ふるさと納税のワンストップ特例申請データの送付漏れ」について謝罪された。一部寄付者の税額が控除されていないという問題であり、その後の対応により被害は無いとのことだが、市の信頼を損なう事態でもあった。いずれも所管部署内での不十分なチェック体制が招いた事案であり、誠に残念である。

令和6年6月には、「長浜市子ども若者住宅新築支援事業補助金の処理誤り」が発覚した。このことは、本来補助金の対象にならない方に対し交付決定を行ったことにより、発覚当時において、人生設計に痛手となる事態を生じさせた。12月には「特別児童扶養手当の支給遅延」の問題も発生した。さらに令和7年2月には「介護給付費財政調整交付金の算定誤り」の報告があった。対象者を過小に申請したことで国からの交付金額に減が生じ、市の介護保険特別会計の基金から多額の補填が必要となった。

こうした事案がこの一年間に続いており、その都度、再発防止に向けた抜本的な対策を講じることを執行部から本市議会に対して約束しておきながら、不適正な事務執行による事案が今日まで続いている。また、こうした事案に関する本市議会への報告についても、執行部で把握してから速やかになされているとは言いがたい状況にある。これらはいずれも市政に対する市民及び本市議会の信頼を損なうことにつながるものであり、極めて遺憾である。

これらのことから、執行部においては、今後このような事態を二度と起こさないよう、下記3点について取り組むこと、また市長においては、その先頭に立って、市民の信頼を回復するための格段の努力をされることを強く申し入れる。

記

- 1 不適正な事務執行の原因分析を厳密に行うこと
- 2 職員の意識改革と組織全体としての再発防止策構築を早期に行い、リスク管理を徹底すること
- 3 議会への情報提供を適時適切に行うこと

以上、決議する。

令和7年6月24日

長浜市議会